

件名	愛媛県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例																										
主管課	労政雇用課雇用対策室																										
根拠法令等																											
【改正の概要】	<p>国の平成 23 年度 3 次補正予算により、緊急雇用創出事業臨時特例交付金により行う重点分野雇用創造事業が拡充（「震災等緊急雇用対応事業」の追加）されたことから、基金の設置期間を延長するための改正。</p> <p>附則第 2 項の改正</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>この条例は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。</p> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>平成 26 年 3 月 31 日</p> </div>																										
施行日	公布の日																										
【その他参考事項】	<p>基金事業の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体 県・市町 2 事業実施期間 平成 20 年度～25 年度 3 事業内容 <ul style="list-style-type: none"> 緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、離職した非正規労働者、中高年齢者、東日本大震災等の影響による失業者などの雇用創出・人材育成の取組みを促進する。 																										
【基金により行う重点分野雇用創造事業の区分】	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 30%;">重点分野雇用創出事業</th> <th style="width: 30%;">地域人材育成事業</th> <th style="width: 25%;">震災等緊急雇用対応事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>趣旨</td> <td>成長が期待される分野で新たな雇用機会を創出</td> <td>地域の企業等で雇用しながら研修等を行い、人材を育成</td> <td>震災の影響等による失業者等の雇用機会を創出</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業</td> <td>地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業</td> <td>東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業</td> </tr> <tr> <td>対象分野</td> <td>介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究、健康・福祉、産業振興・人材育成、暮らしの安全・安心、文化スポーツ 未就職卒業者を対象とする事業は、分野の限定なし</td> <td></td> <td>限定なし</td> </tr> <tr> <td>雇用期間</td> <td>1 年以内（更新は不可） 被災求職者を雇い入れる場合は、複数回更新可であり、既に通算 1 年雇用されたことがある者も再度の雇用が可能</td> <td></td> <td>1 年以内（更新は不可） 被災求職者を雇い入れる場合は、複数回更新可であり、既に通算 1 年雇用されたことがある者も再度の雇用が可能</td> </tr> <tr> <td>実施期間</td> <td>平成 24 年度まで</td> <td></td> <td>平成 25 年度まで（24 年度に開始した事業については、事業開始から最大 1 年間雇用することが可能）</td> </tr> </tbody> </table>				重点分野雇用創出事業	地域人材育成事業	震災等緊急雇用対応事業	趣旨	成長が期待される分野で新たな雇用機会を創出	地域の企業等で雇用しながら研修等を行い、人材を育成	震災の影響等による失業者等の雇用機会を創出	事業内容	地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業	地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業	東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業	対象分野	介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究、健康・福祉、産業振興・人材育成、暮らしの安全・安心、文化スポーツ 未就職卒業者を対象とする事業は、分野の限定なし		限定なし	雇用期間	1 年以内（更新は不可） 被災求職者を雇い入れる場合は、複数回更新可であり、既に通算 1 年雇用されたことがある者も再度の雇用が可能		1 年以内（更新は不可） 被災求職者を雇い入れる場合は、複数回更新可であり、既に通算 1 年雇用されたことがある者も再度の雇用が可能	実施期間	平成 24 年度まで		平成 25 年度まで（24 年度に開始した事業については、事業開始から最大 1 年間雇用することが可能）
	重点分野雇用創出事業	地域人材育成事業	震災等緊急雇用対応事業																								
趣旨	成長が期待される分野で新たな雇用機会を創出	地域の企業等で雇用しながら研修等を行い、人材を育成	震災の影響等による失業者等の雇用機会を創出																								
事業内容	地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業	地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業	東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業、又は、東日本大震災等の影響による失業者を雇用した上で、地域の企業等で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う事業																								
対象分野	介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用、教育・研究、健康・福祉、産業振興・人材育成、暮らしの安全・安心、文化スポーツ 未就職卒業者を対象とする事業は、分野の限定なし		限定なし																								
雇用期間	1 年以内（更新は不可） 被災求職者を雇い入れる場合は、複数回更新可であり、既に通算 1 年雇用されたことがある者も再度の雇用が可能		1 年以内（更新は不可） 被災求職者を雇い入れる場合は、複数回更新可であり、既に通算 1 年雇用されたことがある者も再度の雇用が可能																								
実施期間	平成 24 年度まで		平成 25 年度まで（24 年度に開始した事業については、事業開始から最大 1 年間雇用することが可能）																								